

舗装本復旧工事に関する規約

(目的)

第 1 条 この規約は、札幌市管工事業協同組合（以下「組合」という。）定款第 7 条（事業）の規定に基づき、組合が行う給水工事に関する舗装本復旧工事（以下「舗装工事」という。）の取り扱いについて定めることを目的とする。

(申込み)

第 2 条 組合は、組合員の申込みにより、舗装工事を行うものとする。

(納入方法)

第 3 条 舗装工事代金は、現金又は小切手とし、予納又は定時払のどちらかの方法で納入するものとする。

2 定時払は、毎月末日締切とし、支払は翌々月の10日迄とする。

3 定時払の納入は、銀行口座自動振替によるものとする。

4 定時払の支払期日を過ぎても支払のないときは、舗装工事代金に未納舗装工事代金を添えて舗装工事を申込みものとする。

(予納金の精算)

第 4 条 予納した金額が、請求舗装工事代金を超過又は不足の場合、組合はその差額を前条第 2 項に準じて精算する。

(延滞金)

第 5 条 組合は、組合員が定款第22条（延滞金）の規定に該当した場合は、定時払の支払日の翌日から履行の日まで年利14.6パーセントの割合で延滞金を徴収する。但し、延滞金の確定金額（以下「確定延滞金」という。）に 1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てとする。

2 前項に該当する組合員は延滞金を未納舗装工事代金にあわせて納入しなければならない。

3 確定延滞金は、その計算の基礎となる未納舗装工事代金の完納をもって生じる。

附 則

この規約は、平成 2 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年 5 月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年 5 月25日から施行する。